

**《千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）》  
平成29年度施策 評価シート**

評価コード 13

施策の方向	生活の安定に向けた支援の推進
担当課	健康福祉指導課

**1 事業の概要**

基本目標	Ⅲ	施策の方向	5	施策の内容	DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援
当初予算額(千円)		105,329	決算額(千円)		105,151
事業の概要・目的	<p>74生活困窮者自立支援制度の活用（健康福祉指導課） 市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。</p> <p>75生活福祉資金貸付制度の活用（健康福祉指導課） 千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。</p>				
<b>数値目標など</b>					
指標名等	—				
目標	—	実績	—		

**2 事業実績・評価等**

**(1) 施策の実施結果**

<p>74【当初予算 42,978千円・決算 42,800千円】 市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、家計相談支援、子どもの学習支援など必要な情報の提供や住居確保給付金の支給、就労支援などを行った。また、県ホームページに制度の概要と各市や郡部の相談窓口を掲載し、制度の周知に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規相談件数 227件</li> <li>・支援プラン作成件数 83件</li> </ul> <p>75【当初予算 62,351千円・決算 62,351千円】 千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付決定件数 2,049件</li> <li>・貸付金額 995,168千円</li> </ul> <p>うち総合支援基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援費(生活再建までの間に必要な生活費用) 10件3,853千円</li> <li>・住居入居費(敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用) 1件114千円</li> <li>・一時生活再建費(生活を再建するために一時的に必要な費用) 2件333千円</li> </ul> <p>うち福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉費(日常生活を送る上で一時的に必要な費用) 206件102,016千円</li> <li>・緊急小口資金(緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費) 889件64,954千円</li> </ul> <p>うち教育支援資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援費・就学支度費(高校、大学、短大、高専、専門学校の修学・入学に必要な経費) 925件665,215千円</li> </ul> <p>うち不動産担保型生活資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産担保型生活資金(高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費) 4件54,334千円</li> <li>・要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費) 12件104,349千円</li> </ul>
--

**(2) 評価（別紙視点参照）**

<p>74 市町村に対する説明会や自立相談支援機関の支援員等の研修会において、各市の実施状況や先進的な取組事例について情報提供を行った。また、県ホームページに制度の概要と各市や郡部の相談窓口を掲載し、制度の周知を図った。</p> <p>75 生活困窮者自立支援事業を実施する機関等との連携を図り、各市や郡部の相談窓口において、生活福祉資金の貸付を必要とする方に制度の紹介を行った。</p>
--

### 3 課題及び改善すべき点はあるか、ある場合、今後どのように対応していくのか。

<課題・改善すべき点>

74

DV被害者で生活困窮者自立支援制度を知らない方がいると思われる。

75

DV被害者で生活福祉資金貸付制度を知らない方がいると思われる。

<今後の方針>

74

DV被害者を対象とする自立支援講座や研修会等で周知を図る。

75

女性サポートセンター等に貸付制度に係るパンフレットを置き、DV被害者を対象とする自立支援講座や研修会等で周知を図る。